

第34回神奈川県職員等不祥事防止対策協議会議事録

【日 時】令和4年8月3日（水）15:00～16:30

【場 所】Web会議

【出席者】横溝会長、柴田副会長、高野委員、中元委員、藤本委員

【市原総務局副局長兼総務室長】

それでは定刻になりましたので、協議会を開会させていただきます。

私、総務局の不祥事防止責任者をさせていただいております、副局長の市原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、総務局の不祥事防止会議の会長であります、局長から、皆様に御挨拶を差し上げたいと思います。

【筒浦総務局長】

総務局長の筒浦でございます。

本日はお忙しい中、不祥事防止対策協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の不祥事防止対策に関しまして、様々な角度で、貴重な御意見、御助言をいただいております、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が確認されてから、今回で6度目の協議会になります。県では、感染拡大の防止に向けまして、職員一丸となって、対策に取り組んでいるところでございますが、第7波とも言われています、より感染力が高いBA.5の拡大によりまして、このところやはり新規感染者の拡大や、病床使用率の逼迫などが言われております。

本県でも、昨日、県では、国からBA.5対策強化地域の指定を受けまして、神奈川BA.5対策強化宣言を行いました。

これによりまして一人ひとりの感染防止対策の徹底を図っていき、県民の皆様と一緒に、この難局に取り組んでいくというような気持ちを示させていただいております。

こうした中におきまして、この会議におきましても、前回に引き続き、Web会議で開催させていただくこととしました。音声等あるいは通信等で非常に聞きづらい点等あるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

今年1月の協議会で御議論いただいた内部統制制度におけるリスク対応策の実施の徹底、ミス防止のための効果的なチェックの実施、職員の倫理意識の醸成、ハラスメント及び過重労働の防止に向けた取組の徹底、この4つを取組強化項目といたしまして、対策に取り組んでいるところでございます。

国や他の自治体等におきましては、給付金の誤振込、あるいは詐欺など、公務

員の信用を失墜するような不祥事が相次いで話題となっております。

本県としてもこうした不祥事を発生させないよう、さらなる取組を進めて参らなければならないと考えております。

今後不祥事の防止に向けましてしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、委員の皆様には、ぜひ、忌憚のない御意見、御助言をお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【市原総務局副局長兼総務室長】

ありがとうございます。

本日の会議は、吉水委員が御都合により御欠席ということですが、過半数の委員の皆様御出席ということですので、開催要件を満たしておりますので協議会は成立しております。

また、本日の審議事項に非公開とする内容がございませんので、全て公開とさせていただきます。

現在傍聴者はありませんが、傍聴定員2名ということで、定員に達するまで途中から傍聴希望者がいらっしゃいましたら、随時、御案内したいと思っております。

続きまして本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

まずここで、本日ZOOMを使って開催させていただいておりますので、事務局からZOOM利用上の注意点とお願いを申し上げさせていただきます。

協議会会議中、委員の皆様におかれましては、ビデオをオンにお願いします。マイクは発言の時以外基本的にミュートにしてください。県の事務局サイドの方々は、ビデオオフ、マイクもミュートという形で、説明、発言の際のみ、ビデオオン、マイクオンという形でお願いいたします。

本日、説明を事務局からした後、質疑応答の時間を設けさせていただきます。御発言がある場合には、まずは名前をおっしゃっていただきまして、協議会の横溝会長から、御指名をさせていただきますので、御指名を受けてから、マイクのミュートを外して、御発言くださいますようお願いいたします。

なお議事録作成のために、本協議会の会議は、録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

それでは本日の議事に入らせていただきますので、ここからは、協議会会長の横溝様に進行をお願いしたいと思います。横溝会長どうぞよろしくお願いいた

します。

【横溝会長】

今日は皆さん、お暑い中ありがとうございます。では早速ですけれども、議事に入らせていただきます。

それでは本日は議題2件、報告1件が予定されております。

○議題1「令和3年度不祥事防止対策実施結果」

【横溝会長】

まず、議題1 令和3年度不祥事防止対策実施結果(1)知事部局等について、事務局からの御説明をお願いします。

【木村総務局総務室室長代理】

(資料1 1ページから10ページまで説明)

【横溝会長】

続いて、議題1(2)教育委員会について、事務局からの御説明をお願いします。

【林教育局行政課副課長】

(資料1 11ページから18ページまで説明)

【横溝会長】

それでは今、御説明いただきましたが、議題1について、御意見、御質問等々伺って参りたいと思います。どうぞ忌憚のない御意見、御質問をよろしく願います。何かありますでしょうか。

では、私から質問させていただきます。まず、資料1の9ページの「同僚からの嫌がらせ」というのはどういうことをするのでしょうか。

【木村総務局総務室室長代理】

少々お待ちください。資料を確認させていただきます。

【横溝会長】

その間にもう1点、昨日テレビで、コロナの影響で、先生が自宅待機になってしまったりと、教育現場が混乱しているという報道がありました。こういった状況下、影響を及ぼされてしまっている不祥事はないのでしょうか。

【木村総務局総務室室長代理】

先ほどの御質問にお答えします。「同僚からの嫌がらせ」について、色々ございますけれども、適切な業務指導が行われないということが理由で現場が混

乱し、それに対しての御不満があつての相談というものがございます。

それから御自身の体調不良のような非常に個人的な要素を含むような情報についてあまり気にもせず流されてしまったとか、そういったことについての御相談もございます。

それからあとは、ミスが多いことについて、それに対しての指摘がひどいということでの御相談が含まれております。

【横溝会長】

ありがとうございます。続いて、柴田先生お願いします。

【柴田副会長】

先ほどの教育委員会の提言に関する質問なのですが、方策4などの内容について、保護者や生徒児童の方とはどのように共有されているか、お伺いしたいと思います。

【林教育局行政課副課長】

先ほどの、コロナに関する御質問なのですが、県教育委員会で起きた事故処理についての原因を、実際に起こした教員等から聞いておりますが、コロナの影響によるという事故不祥事については、話が出ておりませんので特にないと思っております。

2つ目の質問については少し確認させていただけますでしょうか。

【横溝会長】

若干の時間を要するというので、ではほかに、御質問や御意見がおありでしたらどうぞ。藤本先生お願いします。

【藤本委員】

2点ほど御質問させてください。

まず10ページの御説明の中で、36件選んだという御説明があつたのですが、全数がどのくらいで、かつ36件をどのように選んだのか教えていただければと思いました。

もう1つの御質問は、臨床心理士等による面談を実施したという御説明をいただきましたが、これにつきまして、何か効果が見られたのか、お話しいただけるようなことがありましたら御紹介いただければと思いました。よろしく願います。

【林教育局行政課副課長】

実際に参考になった、防げたといったものはございませんが、この結果を学校長に返してございまして、職員に指導する際に非常に役に立ったというのは聞いております。それが実際にどういう効果があつたかまでは掴めておりません。

それから先ほど御質問がありました、生徒や保護者の方に聞いているかというお話ですが、この内容につきましては、生徒保護者に意見等を聞いてはおりま

せん。以上です。

【横溝会長】

藤本先生いかがですか。

【藤本委員】

特に調査というものはしてないけれども、実際に、校長先生の感想として、そういうお話があったということですね。やはり、臨床心理士の方に面談をしていただくのは私自身も効果あるのではないかと思いましたがお聞きしました。その結果、そういうことが見られるということだったので、新しい取組かなと思いました。

【木村総務局総務室室長代理】

10 ページに関しまして御説明させていただきます。

昨年度の訪問指導でございますが、36 件結果的に実施をしたというところでございます。200 余りの所属のうちの 36 件とお考えいただければと思います。

また、絞り方ですが、不祥事の多いところについては当然やっていくという形でございます。例えば、記者発表等をしたような案件がありますとか、毎年何らかの不祥事が続いているですとか、そういったところに重点的に行っていくという形をとっております。やはり、昨年度はコロナ対応が厳しい所属もございましたので、そういったところは外すというような方向でもって、昨年度実施した結果 36 所属となっております。

【藤本委員】

よくわかりました。コロナ禍の中で大変な御苦勞だったかと思いますが、また引き続きよろしく願いできればと思います。ありがとうございました。

【横溝会長】

ほかにもございますかね。では柴田先生お願いします。

【柴田副会長】

ほかということではないのですが、先ほど、方策について保護者や生徒児童の方との共有はないというお話についての意見です。

私は専門家とかではないのですが、これを拝見しての意見に過ぎないのですが、例えば方策 4 の複数対応の徹底についてや、SNS の利用の禁止、準備室の利用等、先生方の方で作っていらっしゃるルールを、生徒さんにしっかりとお伝えしておくことで、生徒は、それが指導であるか、それともパワハラのあるのか、先に自分でもわかり、リスクを回避することができるのかなと考えました。生徒の方にも保護者の方にも、わからないところにやはり教育現場の一番難しいところがあるかなと思いますので、生徒さんの方にも、学校ではこういうことをしないので、「先生からこういう連絡が来たらならば、準備室に来なくていいよ。」とお伝えするのがいいのかなと思います。

【横溝会長】

では、御意見ということで承ります。ほかに何かございますか。

【高野委員】

確かにこの非常に厳しい状況の中で、大変色々なことをされているという様子はわかるのですが、やった結果がどうだったのかというレスポンスが少し見えないのかなと思います。

例えば、こういう案件というのは、通報にしても相談にしても揉めるケースが多いと思います。なかなか納得できないケースがあったり、あるいはその相談に納得いただけたのかそうではないのか、あるいは通報したことで通報者がどういう心象を持ったか、あるいは悪いことに発展して場合によっては告訴みたいなことになるケースもあると思うのですが、こういう通報は結構シリアスなケースだと思うのですよ。その結果どうなったのかを、少しは問題となる案件だとか、ある程度改善されたというケースの中身を書いていただくと、我々も実感が湧くのではないかなと思います。

全部は難しいと思うのですが、こんなことがあるんだ、こんな問題を扱うんだという中身の案件に踏み込んで、やった結果どうだったのかというのを書いていただくといいのかなという感じがしました。

【横溝会長】

個人情報の問題もあるけれども、ケースの内実を具体化してもらいたいという御意見として承ってよろしいでしょうか。

【高野委員】

はい。

【横溝会長】

ほかにございますでしょうか。中元先生お願いします。

【中元委員】

先ほどから臨床心理士の関係が出ていますけれども、こういうことをやってどういう効果を求めていらっしゃるのか、また、こういうことをやるようなきっかけをお伺いしたいです。

と言いますのは、教育機関で大切なのは生徒ですよ。これを拝見する限りは、教員に対して臨床心理士が相談に応じるような話なのですが、そういうことは必要なかどうか、そもそもこういうことを起こす教員は教員としての資格がないのではないのでしょうか。臨床心理士を使って何をどうされようとしているのか御説明いただけないのでしょうか。

【林教育局行政課副課長】

まず臨床心理士につきましては、その事故を起こした教職員から話を聞きまして、特に、わいせつ事案の中には、生徒の相談を受けながら気が付いたらして

いたものもありますので、そういう細かい心理状況、どこからそうってしまったのかなど色々お話を聞いた上で、どういう形で不祥事防止をすればいいか参考にしたいと思っております。また、おっしゃるとおり、もともと、人間の性癖で行う部分もありますけれども、本人に話をする中で、どうすれば防げたのか、そのあたりも聞いて、不祥事防止に役立てたいと思っております。

【中元委員】

問題は教員側にあるので、ちょっと表現は難しいけれど、教員に対し甘すぎると思っております。教員に対して、もう少し厳しく対応してもいいのではないかと。やってはいけないとわかってやっているわけですから、研修ではどうしようもないわけですね。厳しく、別の対応をしないといけないのではないのでしょうか。

【横溝会長】

教員に甘いのではないかという疑問があると。研修や対応の難しさを指摘した上でそういった疑問を呈するということで、意見としてお受けします。

【高野委員】

よろしいですか。

【横溝会長】

高野先生お願いします。

【高野委員】

こういうものはやはり事例の蓄積が大事です。こういうケースの場合はどういふふう介入して、どういふ判断が必要で、どういふアクションが必要か、そういう典型的なケースは、やはりいくつか蓄積をしていかななくてはならないと思います。そういうものを冊子にして、退職するしかないケース、いやそうではなくて相談することによって解決する可能性があるというケース、それから色々なことががんじがらめになり難しいケース、その場合はどういふふう介入、例えば校長としてはどう介入すればよいか、あるいは管理職としてどう介入し改善してきたか、というケースを蓄積して、パターンを示していくしかないかという気がします。

ですから、ぜひ、あつたというところでとどめてしまうのではなく、通報ですとか相談の件数については、いくつかのパターンに分けていって、どう介入するのがいいのかというモデルケースを考える必要があります。そうしますと、それを研修に使えるのですよ。例えば、皆さんと一緒に考えるような研修をされていくことが重要な感じがしますね。

【横溝会長】

今の御意見は、事例の蓄積が重要であると、それで典型的なパターンが浮かび上がってくるであろうから、事例に対して適切な介入の仕方も明らかになるであろうと、そうするとそれが研修等々に反映できるのではないかという、御意見

として承ってよろしゅうございましょうか。

【高野委員】

先ほどの生徒さんが深く傷ついた場合にはどうしたらいいかということもやはり具体的なケースが出てこないとわからないと思うのです。こういうことをしてはいけないなと思っけていてもやっているわけですよね。意図的にやったことは防止できない。ですから、それはもう介入にしてもあまり効果がないわけです。一方で、そうではなくて介入すべき案件もあり、そういうものにはこういうふう管理しなさいと言ったような、ガイドラインみたいなものを作っていくというのが一番重要だと思います。結構そういうのはできているのではないかと思うので、神奈川県だけで作っていくのではなく、事例集みたいなものを探し、周知していく必要があるのではないかという提案です。

【横溝会長】

では、今のは御提案、御意見ということで承ります。

○議題2「令和4年度不祥事防止対策」

【横溝会長】

では、ほかはないようなので次に進ませていただきます。

議題2 令和4年度不祥事防止対策（1）知事部局等について、事務局からの御説明をお願いします。

【木村総務局総務室室長代理】

（資料2説明）

【横溝会長】

ありがとうございます。

それでは続きまして、議題2（2）教育委員会について、事務局からの御説明をお願いします。

【林教育局行政課副課長】

（資料3説明）

【横溝会長】

ありがとうございました。それでは、以上、御説明に対して御意見、御質問、御感想、忌憚なくお願いします。では、柴田先生どうぞ。

【柴田副会長】

まず1つ目ですけれども、臨時的任用職員の方や採用5年目以内という、経験

の浅い教職員の方が行いがちな不祥事というのはどのようなことが多いのかをぜひ御説明いただけたらと思います。

それから、2つ目ですけれども、児童生徒のセクハラ等に対する意識啓発、相談体制の周知というところで、児童生徒の方に対して、セクハラについての理解をしていただくために色々なことをされているということを押見したのですけれども、「この学校ではこれがルールだよ。」と共有することが、この中に含まれるのかなということをお伺いできたらと思います。よろしく願いいたします。

【林教育局行政課副課長】

最初の臨時的任用職員や経験年数が浅い職員で多いのは、生徒とのわいせつ事案です。

それから、2点目の御質問についてですが、セクハラ等に対する意識啓発につきましては、年2回、セクハラアンケートを現在やっております、その中で啓発資料の方も併せて配付しております。その中でセクハラに当たるとか、そういうようなものを周知しております。また、生徒とのSNSのやりとりの禁止等につきましても、各学校で、集会のような機会を設け、指導を必ず行っております。

【柴田副会長】

ありがとうございます。

【横溝会長】

ほかにありますでしょうか。では高野先生お願いします。

【高野委員】

学校で起こったことに対して、生徒が申告をすることが一番重要なところですね。ただ、この内容は、校長含め自分の学校の先生にはなかなか言い出しにくいというのが、あるのではないかと思います。自分の査定に関係してくる内容ですからね。ですから、生徒が学校の外に言い出しやすい仕組みを作る必要があるのではないかと思います。企業が行っている外部通報制度というのはまさにその趣旨でされています。ですから、学校の外に電話相談できるようなところを作る、SNSでも結構だと思います。

仕組みということでは、学校の中でいくらやっても、なかなか出てこないし、あったとしても、潰される可能性の方が高いです。ですから、やはり仕組みとして、根本的に考えていただきたいと思います。

【横溝会長】

学校の外に相談の窓口等は設ける。でないとなかなか功を奏しない、なかなか言い出しにくい、という御意見として承ることでよろしいでしょうか。

【高野委員】

結構です。

【横溝会長】

ほかに何か御質問、御意見おありですか。中元先生どうぞ。

【中元委員】

先ほどから臨時的任用職員とか経験の浅い職員という表現がありますけど、想像するに若い教職員ではないですか。

【林教育局行政課副課長】

おっしゃるとおりです。若い教職員が多いです。

【中元委員】

そうですね。

それから、不祥事防止研修の実施とありますが、大事な子どもを預ける教育機関ですよ。「教員、教職員としての自覚を持たせて」と記載されているということは、県は教員としての資格がない者を採用しているわけでしょうか。採用の時から色々と気を付けて、それでも防げないということもあるのでしょうか。けれども、この表現は、あえて研修で自覚を求めるといのは何かおかしくありませんか。

【林教育局行政課副課長】

教員としての自覚は持っていても、色々な状況で、忘れてしまうことがありますので、教員としての、「生徒のために」といった初期の思いや熱情を改めて伝えるという意味合いのものでございます。

【中元委員】

そういうものは研修によっては解決しないのではないのでしょうか。

【林教育局行政課副課長】

もしかしたらそうなのかもしれないですけども、我々はやるべきことは何でもやろうということで、少しでも改めてもらえるよう、考えてやっております。

【中元委員】

きついことを言ってしまうすみません。私も十分承知していますけれども、あえて言わせていただきました。ありがとうございます。

【横溝会長】

ありがとうございます。辛口な御意見として、もう少し効果のあることが何かできないかといった御意見として承ります。

ほかにありますでしょうか。高野先生どうぞ。

【高野委員】

そもそもその臨時的な職員というのは、どのぐらいの比率ですか。

【林教育局行政課副課長】

少しだけ確認させてください。確認してお答えいたします。

【横溝会長】

では、その間に、藤本先生お願いします。

【藤本委員】

全体的なことに対してですけれども、こちらは防止をするということを中心に考えている中で、実際起きてしまったことに対して次に起きないように、先生方には、色々なアプローチをされているという御説明をいただきました。一方で、生徒さんの方の心のケアはどうされているのでしょうか。どうしても完全に防止することができないと考えるのがリスクマネジメントの基本的な考え方として、起こってしまったときにも、何かすることがあるでしょうと考えると、先生へのアプローチに加えて、学生さんに対しては大事なのが心のケアかなと思います。

こちらは防止するというを目的としているということですので、どこか別のところでなされているのか、その辺について、大事なところかなと思いますので、対応をお聞きできればと思いました。

【林教育局行政課副課長】

こちらの方の不祥事防止は教職員が行う不祥事防止ということでまとめておりまして、生徒のケアにつきましては、こちらに記載してはおりませんが、通常もやりますし、こういう事案が起きたときも全てやる形になっております。

【藤本委員】

別の課ではやられているということですね。

【林教育局行政課副課長】

別の課でやっており、連携もしてやっております。

【藤本委員】

わかりました。連携はとても大事だと思いました。ありがとうございました。

【林教育局行政課副課長】

先ほどの御質問も確認できましたので、答えさせていただきます。

県立市町村立全部含めまして、概ね3万人の教員がいる中で、臨時的任用職員は、3千人、大体1割強ぐらいになります。

【高野委員】

正規の職員を増やしていったって、臨時的任用職員を減らしていくような取組はあるのでしょうか

本来は、臨時的任用職員は、例えばそのことが発覚しても、失うものが少ないわけです。ところが、正規の職員は職を失うわけです。非常にリスクが高いわけです。失うものが多いことは、なかなか人間できないのです。ところが、臨時的任用職員だって例えば1年とか半年でお払いになれば、やったとしてもそれほど失うものが少ないわけです。そうすると、どうしてもリスクを犯す傾向にあるので、やはり全体的な取組としては、パーマネントの職員を増やして臨時的任用職員を減らしていくという方向性が必要ではないかなと思います。それはもう

この中だけではなかなか難しいと思うのですが、やはり大きな方針としては、そういう方向性が必要ではないかなと思います。

【横溝会長】

では、高野先生の御意見ということで承ります。

○報告1「公正透明な職場づくり推進要綱の改正」

【横溝会長】

ほかにはないようでしたら次に行かせていただきます。

次に、「公正透明な職場づくり推進要綱の改正」について、事務局からの御説明をお願いいたします。

【木村総務局総務室室長代理】

(資料4説明)

【横溝会長】

以上の御説明について、何か御意見、御質問等おありであれば、お願いいたします。

では私から、施行日についてなのですが、令和5年6月1日から適用する、令和4年6月2日から施行するというのは、何か頭に入ってこないのですが、6月1日適用で2日が施行ということですよ。

【木村総務局総務室室長代理】

そのとおりでございます。

事務手続の関係がございまして、適用は法施行に合わせて6月1日ということで、不利益が生じないような形でさせていただいたというものでございます。

【横溝会長】

6月1日から適用し、2日から施行するだったら、時系列がすぐ入ってくるのだけれども、少しだけ気になりました。

【木村総務局総務室室長代理】

適用自体は6月1日ということでございます。

【横溝会長】

改正法に平仄を合わせたということですよ。

【木村総務局総務室室長代理】

さようでございます。

【横溝会長】

これで、一般企業もずいぶん公益通報対応業務従事者を定めなきゃという方向に進んでいるように仄聞しております。

何かほかに御質問、御意見、御感想とおありであればどうぞ。

それでは、今年度、不祥事防止対策につきましては、本日の意見を踏まえまして、今後の取組に反映していただければと思います。

では終了時刻、そろそろちょうどいい具合になって参りましたので、このあたりで終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、本日、議事はこれで終了ということで、進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

【市原総務局副局長兼総務室長】

委員の皆様方におかれましては、大変長時間の御議論、ありがとうございます。貴重な御意見をいただきましたので、今後の不祥事、事故防止対策に生かして参りたいと思います。なお、次回の日程でございますが、令和5年1月又は2月を目途に開催を予定してございます。また近くなりましたら御案内をさせていただきますのでどうぞよろしく申し上げます。

それでは、お時間となりましたので、これで協議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様ありがとうございます。